

学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）														
所定の単位の修得により、以下に示す水準に達した学生に対して「学士（法学）」を授与する。														
[法律学科]														
1. 条文の解釈や判例の読み方といった法技術的な知識を身につけた学生														
2. 基礎法学・実定法学の各分野での理論的・実践的な法学教育を通じて、法学の体系的・専門的な知識を身につけた学生														
3. 法の内容それ自身に対する批判的な見方を可能にするような多角的観点から分析する能力と柔軟な思考力を修得した学生														
4. 身につけた知識と修得した分析能力・思考力を活用して、法的な問題の妥当な解決を図ることができるリーガル・マインドをもつ学生														
(凡例)														
◎ = 当該DPの示す学習成果を達成するために、履修することを特に強く推奨する科目。														
○ = 当該DPの示す学習成果を達成するために、履修することを強く推奨する科目。														
△ = 当該DPの示す学習成果を達成するために、履修することが望ましい科目。														
共／配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標				DP1	DP2	DP3	DP4
入門科目	法学入門	BSP100AB	1			法律学を学ぶための導入科目として、法とは何か、法の適用・解釈、裁判制度といった事柄について学ぶ。	法律学を学ぶ上で基本となる知識や理解を身につけること。				◎	◎	◎	◎
	法律実務入門Ⅰ	LAW200AB	2			法曹三者及びそれ以外のものも含めた法律実務家の実態について学ぶ。	法律実務家の仕事の具体的な内容及びその資格を得るためのノウハウなどを知ることにより、受講生が自らの進路を主体かつ具体的に考えることができるようになること。				○	○	○	○
	法律実務入門Ⅱ	LAW200AB	2			法曹三者及びそれ以外のものも含めた法律実務家の実態について学ぶ。	法律実務家の仕事の具体的な内容及びその資格を得るためのノウハウなどを知ることにより、受講生が自らの進路を主体かつ具体的に考えることができるようになること。				○	○	○	○
コア科目	憲法Ⅰ	LAW100AB	1-4	○		憲法の原理と基本的人権の基礎を具体的な事例を通じて学ぶ。	①最高規範としての憲法の意義を理解できるようになる。②基本的人権の本質とその保障のメカニズムを理解できるようになる。③日本国憲法における基本的人権について、日本や世界における位置づけを理解し、同時に、社会の在り方についても関心を広げられるようになる。				◎	◎	◎	◎
	憲法Ⅱ	LAW100AB	1-4	○		基本的人権の基礎を理解する。	①基本的人権の概念と日本の社会における課題、人権保障のメカニズムを理解できるようになる。②日本国憲法における基本的人権の基本知識を理解できるようになる。③違憲審査基準論の意義と課題を理解できるようになる。				○	○	○	○
	行政法入門Ⅰ	LAW200AB	2-3	○		行政法の基礎知識や基本原理を、行政組織法を中心に学ぶ。	①行政法の全体像を把握し、行政法とは何かを説明することができる。②行政法の理解に不可欠な基礎的な行政法令や代表的な最高裁判決についての知識を身につける。③そのような知識を踏まえて、特に行政組織法の分野について、行政法の基本原理を説明することができる。				○	○	○	○
	行政法入門Ⅱ	LAW200AB	2-3	○		行政法の基礎知識や基本原理を、行政救済を中心に学ぶ。	①行政法の全体像を把握し、行政法とは何かを説明することができる。②行政法の理解に不可欠な基礎的な行政法令や代表的な最高裁判決についての知識を身につける。③そのような知識を踏まえて、特に行政救済の分野について、行政法の基本原理を説明することができる。				○	○	○	○
	契約法Ⅰ	LAW100AB	1-4	○		契約の成立、有効要件及び契約の主体に関する法的問題を扱い、契約に関する基本ルールを学ぶ。	契約の成立、有効要件及び契約の主体にかかる民法総則、契約総論部分の知識及び法的な思考方法を身につけること。				○	○	○	○
	民事法総論	LAW100AB	1-4	○		民法総則を対象として、民法の基本原則を学ぶほか、現代社会における民法の役割についても学ぶ。	民法総則の基本的知識・考え方を理解するとともに、消費者問題、高齢者問題など現代社会特有の問題に民法が果たす役割について、民法総則の知識を生かして幅広い視点から考える力を身につける。				○	○	○	○
	契約法Ⅱ	LAW200AB	2-4	○		債権がその発生原因（契約、不法行為等）によらずに共通して有する性質について学ぶ。	債権の性質に関する十分な法的知識の修得と法的思考力を涵養すること。また、現実の取引関係から生ずる具体的な法律問題について法的な視点から自分で分析し検討し得る能力を養うこと。				○	○	○	○
	不法行為法	LAW100AB	1-4	○		交通事故や医療過誤など私間に多様な加害事例における被害者救済制度として機能する不法行為法を、その現代的役割に照らして学習する。	基本型不法行為の類型及び要件・効果、並びに複合型不法行為の種類・適用領域及び要件・効果を述べることができます。				○	○	○	○
	会社法	LAW200AB	2-4	○		株式会社法制度をめぐる基本的概念や制度の仕組みを学ぶ。	会社法の基本的な仕組みとその機能を理解し、株式会社の出資者である株主の地位と、株式会社の業務運営に関する会社法の制度について、法的な権利義務の視点から基礎的な説明ができるようになること。				○	○	○	○
	経済法Ⅰ	LAW200AB	2-4	○		独占禁止法の歴史・目的と体系・基礎概念、及びカルテルの規制について学ぶ。	独占禁止法の基本的な内容のうち、独占禁止法の歴史と目的、競争の実質的制限、カルテルと談合の規制などについて理解すること。				○	○	○	○
	商法入門Ⅰ	LAW200AB	2-4			商法上の基本的な概念及び制度の仕組みを理解し、重要な法的論点の解決方法を把握することを目的とする商法の基礎科目である。	商法典上の各制度のほか、会社法、保険法、手形法・小切手法等の制度の内容を取り上げ、企業組織と企業活動についての法規制の概要を理解できるようになるのが目標である				○	○	○	○
	商法入門Ⅱ	LAW200AB	2-4			商法上の基本的な概念及び制度の仕組みを理解し、重要な法的論点の解決方法を把握することを目的とする商法の基礎科目である	商法典上の各制度のほか、会社法、保険法、手形法・小切手法等の制度の内容を取り上げ、企業組織と企業活動についての法規制の概要を理解できるようになるのが目標である				○	○	○	○
	会社法入門	LAW200AB	2-4	○		会社の基本的な仕組みと会社法に関する基本的な知識の習得を目的とする。	会社法に関する基本的な知識を習得することによって、株式、コーポレートガバナンス、取締役会、M&Aなどの会社法に関する基礎的な用語の意味を説明できるようになること。また、会社法上の重要な論点について、さらに研究を深めることができるようになること。				○	○	○	○
	民事手続法入門	LAW200AB	2-4	○		民事訴訟法（判決手続）の基礎について学修し、民事訴訟の性格や具体的な手手続きの内容について理解する。	民事訴訟法に関する基本概念及び基本原理について理解する。また、具体的な民事紛争を念頭に置きつつ、第一審訴訟手続きにおける訴え提起から訴訟の終了に至るまでの一連の手続の基本的な流れを理解する。				○	○	○	○
	概説刑法	LAW100AB	1	○		刑事系科目の導入として、刑法上の社会問題に興味を持ち、その処理や解決のあり方を修得する端緒を提供する。	①刑法例の基本的な読み方を修得とともに、②実際の社会的事象・判例の事案としてあらわれる事例のうち比較的初步のものについて、適切に推論して、結論を導くことのできる学力を身につけること。				○	○	○	○
	刑法総論Ⅰ	LAW100AB	1-4	○		犯罪の実質及び成立についての統一的な理解を導くための学問である刑法総論について、その基本的な内容を学ぶ。	①犯罪の成否に関する基本概念を理解し、②実際の社会的事象・判例の事案としてあらわれる事例のうち比較的初步のものについて、適切に推論して、結論を導くことのできる学力を身につけること。				○	○	○	○
	労働法総論・労働契約法	LAW200AB	2-4	○		労働法全体の基本的な仕組みや労働法の基礎理念・原理及び労働契約をめぐる法的問題について学ぶ。	①労働法全体の仕組みを理解し、説明できること。②労働法の基本理念・原理に基づいて労働法上の問題を考えられるようになること。③労働契約法の基本的内容を理解し、採用、就業規則による労働条件の決定・変更、解雇などをめぐる問題について自分なりに検討できるようになること。				○	○	○	○
	国際法入門	LAW200AB	2-4	○		国際法の基本構造、重要概念、基本的な機能を学ぶ。	国際法全般にわたる最も重要な基礎的知識を修得し、今後さらには論議的問題や各論を学ぶ上での基礎力を持つこと。国際法が理念や道義、あるいは単なる政治的便宜ではなく、国際社会に現実に存在する法であることを理解すること。				○	○	○	○
演習	演習	LAW200AB	2-4			法律学の様々な専門的なテーマについて、少人数の演習（ゼミ）形式で学ぶ。	各演習ごとに多岐にわたるが、おおむね、①法令・判例・論文等の資料調査の方法を身につける。②裁判例や学説（文献）の内容を正確に読み解く能力を身につける。③法的思考様式のつどった形で議論できるようになる。④調査研究した内容をわかりやすく報告するプレゼンテーション能力を身につける。⑤正しい引用・出典表示の仕方を含めた法律学分野におけるレポート作成能力を身につける、などが目標となる。				○	○	○	○
	法曹コース演習Ⅰ	LAW200AB	2			憲法および行政法の分野における重要な判例を読み、公法の基本的な考え方を学ぶ。原則として憲法の教員と行政法の教員が同一の判例を素材に指定するので、公法を構成する両分野の着眼点および思考法の相異を理解するよう努めてもらいたい。	憲法・行政法の重要な判例を読み解くことを通じて、憲法・行政法の学修の仕方を体得するとともに、講義で得た基本的な知識を深化・定着させ、法科大学院既修コースへの接続に十分な学力を養う。				○	○	○	○
	外国書講読	LAW200AB	2-4			英、独、仏、中国語などで書かれた専門文献等を講読する。	①各言語で書かれた文献の内容を正確に理解する読解力を身につける。②外国の法制度・歴史・文化等について理解する。③外国の法制度等と日本のそれを比較して分析する能力を身につける。				○	○	○	○
	法学入門演習	BSP100AB	1			判例・法令の調べ方、法的思考の基礎、発表の仕方、レポートの書き方など、法学を学ぶ上で基礎となる技能について、少人数授業を通じて学ぶ。	少人数の演習（ゼミ）形式の授業を通じて、図書館の利用の仕方を含む判例・法令・論文等の調べ方、法的思考の基礎、グループでの発表の仕方、レポートの書き方など、法学を学ぶ上で基礎となる技能を身につける。（※具体的な授業内容は担当する各教員ごとにアレンジされている。）				○	○	○	○
	特講	法律学特講	LAW200AB	2-4 (3-4)		様々な法分野の最先端の議論について学ぶ。（※個々の科目の具体的な内容はシラバスを参照。）	テーマとされた分野の最先端の議論状況を学び、先端的・複合的法律問題に対する理解を深める。（※個々の科目の具体的な内容はシラバスを参照。）				○	○	○	○

共／配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 担当 科目	憲法科目	憲法III	LAW200AB	2-4	○	日本国憲法の統治機構のうち、権力分立制に焦点を当てて、国会、内閣、裁判所、違憲審査制等について学ぶ。	日本国憲法における権力分立制の意義と、国会、内閣、裁判所のそれぞれの地位と権能、各国家機関の関係、違憲審査制の特質と憲法訴訟について、憲法上の諸原理、諸概念、諸学説、関連判例を十分に理解できるようになること。	○	○	○	○
		憲法IV	LAW200AB	2-4	○	日本国憲法の統治機構のうち、特に民主主義と立憲主義に焦点を当てて、国民主権、平和主義、地方自治、憲法改正について学ぶ。	日本国憲法における国民主権、地方自治、平和主義、立憲主義の意義とそれらの連関を十分に理解し、これらの諸原理に関する憲法上の諸制度、諸概念、諸学説、関連判例を十分に理解できるようになること。	○	○	○	○
		現代情報法 I	LAW200AB	2-4		「情報や表現（言論）」に関わる問題をきっかけとして「表現の自由」を問い合わせ、何が守られるべき権利なのかを学ぶ。	表現の自由の基本原理、メディア・ジャーナリズム活動を支える法・社会制度について、その全体像のイメージを理解すること。	○	△	△	○
		現代情報法 II	LAW200AB	2-4		表現の自由に関する問題を、放送法、インターネット法、情報公開法、個人情報保護法を中心にして学ぶ。	放送とインターネットを支える法・社会制度について、また、情報公開法と個人情報保護法について、その全体像のイメージを理解すること。	△	○	△	△
		国際社会と憲法 I	LAW300AB	3-4		西欧の近現代憲法史を通じて、近代立憲主義と現代立憲主義の基本原理を把握するとともに、現在の英・仏・独それぞれの憲法の特徴を学ぶ。	①西欧の近現代憲法史の流れの中で、「外見的立憲主義」、「近代立憲主義」、「民集型立憲主義」のそれぞれの特徴と成立背景、そして立憲主義間の対立を理解できるようになる。②現代の英・仏・独の憲法に共通して存在する「現代立憲主義」化の傾向とその要因を理解できるようになる。③21世紀のグローバル立憲主義における西欧憲法原理の展開方向を見通す力を獲得する。	△	△	○	○
		国際社会と憲法 II	LAW300AB	3-4		東アジアの立憲主義の歴史、東アジア地域の憲法の特徴を比較法的視点から学び、近代立憲主義の意味をアジアの視点から考え直す。	日本の近隣地域である韓国、台湾、中国の憲法を学ぶことによって、それぞれの政治体制の特徴を理解するとともに、この地域の抱える特有の法的及び政治的問題を理解する。	△	△	○	○
		ジェンダーと法 I	LAW200AB	2-4		ジェンダー法学について、女性差別の構造を中心に、特にジェンダー法学の歴史と家族とジェンダーの問題について学ぶ。	①性差別をめぐる実態と、その解決のために国際社会が積み重ねてきた到達点を知ること。②無批判な受容よりもやみくも批判よりも異なる、多様性を尊重した建設的な議論ができるようになること。③実質的公平にかかる提案を導くことができるようになること。	△	△	△	○
		ジェンダーと法 II	LAW200AB	2-4		ジェンダー法学について、女性差別の構造を中心に、特に労働ジェンダー、防廃とジェンダーの問題について学ぶ。	①性差別をめぐる実態と、その解決のために国際社会が積み重ねてきた到達点を知ること。②無批判な受容よりもやみくも批判よりも異なる、多様性を尊重した建設的な議論ができるようになること。③実質的公平にかかる提案を導くことができるようになること。	△	△	△	○
		人権と企業社会 I	LAW300AB	3-4		企業の社会的責任経営（いわゆるCSR）を中心に、市場化された世界における人権のあり方について学ぶ。	①企業の社会的責任経営のあり方を理解する。②米国、欧米、中国等との協調のあり方について理解する。	△	△	△	○
		人権と企業社会 II	LAW300AB	3-4		政府の人権保護義務と企業の人権尊重経営の関係を中心に、市場化された世界における人権のあり方について学ぶ。	企業の人権尊重経営のあり方（①政府・政府系人権擁護機関との関係、②企業自身の人権尊重のシステム、③個別被害者の救済の充実など）を理解する。	△	△	△	○
		憲法訴訟論	LAW300AB	3-4		日本の憲法判例の分析を通じて、日本国憲法の違憲審査制の特質及び憲法訴訟の特質と法技術を理解する。	①付随審査制としての日本の違憲審査制の特質に由来する、憲法訴訟の特徴と限界を理解する。②権利の実効的の保障のために試みられている、さまざまな新たな憲法訴訟の手法や法理について理解する。③そうした手法や法理がより一層取り入れられるために必要な条件は何かについて、自ら考える力を身につける。	○	○	△	△
		議会法 I	LAW200AB	2-4		近代民主主義の成果ともいべき議会の組織と運営に関する法規・先例を、制度の沿革に由来するものをを中心に学ぶ。	議会制度の沿革・本質、我が国における歴史的展開、議会制度の沿革に由来する原則（二院制・召集・会期など）について学び、統治機構に関する理解を深める。	△	○	△	△
		議会法 II	LAW200AB	2-4		近代民主主義の成果ともいべき議会の組織と運営に関する法規・先例を、民主主義原理に由来するものをを中心に学ぶ。	民主主義原理から帰結される原則（代表制・多数決など）について学び、統治機構に関する理解を深める。	△	○	△	△
		生命倫理と人権 I	LAW200AB	2-4		生命倫理に関する諸問題について、総論的な問題や優生思想、生命的始まりに関する倫理問題などをを中心に、人権及び法的視点から学ぶ。	人工妊娠中絶、出生前診断、生殖補助医療などの問題について、基本的な情報を修得した上で自ら考える力を持つこと。	△	△	△	○
		生命倫理と人権 II	LAW200AB	2-4		生命倫理に関する諸問題について、臓器移植、尊厳死、医療における人権侵害、再生医療などをを中心に、人権及び法的視点から学ぶ。	動物実験、臓器移植、安楽死、尊厳死、ハンセン病政策・精神疾患政策の歴史と教訓、再生医療などの問題について、基本的な情報を修得した上で自ら考える力を持つこと。	△	△	△	○
		憲法の諸問題	LAW200AB	2-4		他の憲法科目で対象とされていない諸問題（医療と人権、韓国の憲法思想等）について学ぶ。	各年度ごとに対象とされたテーマについて、具体的にいかなる法的な問題が存在するのかを理解する。	△	△	○	△
		総合統治機構（法曹コース）	LAW200AB	2	○	日本国憲法が定める国および地方の統治機構について、憲法の基本原理を根柢にすえながら、具体的制度に関する学説・判例の理解を手がかりとして検討する。	本授業は、憲法学のうち、いわゆる統治機構論を取り扱い、次の三つの到達目標を掲げる。 ①憲法の基本原理を基礎として、統治機構に関する憲法規範と憲法制度の全体構造を概説的に説明できるようになること。 ②統治機構に関する憲法および重要な憲法附属法令の諸規定と、制度に連関して現実に生じている主要な問題を摘示し、そうした問題解決のために学説や判例において提示されている具体的な解説論につき説明ができるようになること。 ③特に重要な論点を提供する判例等を素材に、統治機構論の領域において憲法の原理論・解説論を用いて議論し、みずからの見解を提示ができるようになること。	○	○	○	○
共／配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 担当 科目	行政法科目	行政作用法 I	LAW300AB	3-4	○	行政法の基礎理論・行政組織法の基礎を学んだ上で、「行政の行為形式論」のうち、行政行為及び行政指導について学ぶ。	①行政法体系の概要を理解し、民事法と行政法との差異を説明できる。②行政作用法の習得の前提である御製組織法の概要を把握する。③「行政の行為形式論」の意義を理解する。④行政行為と他の行為形式の違いを理解し、行政行為に関する法的規律等について説明できる。⑤行政指導と他の行為形式の違いを理解し、行政指導に関する法的規律等について説明できる。	○	○	○	○
		行政作用法 II	LAW300AB	3-4	○	「行政の行為形式論」のうち、行政契約、行政立法、行政計画について、また行政の実効性確保の仕組みや行政情報の収集・管理公開の体系について学ぶ。	①「行政の行為形式論」について、行政契約、行政立法、行政計画に即して説明できる。②行政上の実効性確保の全体系とその現代的な課題を理解する。③行政情報の収集・管理・公開の体系の全体像を把握した上で、行政情報の取扱いの法的特徴を説明できる。	○	○	○	○
		行政救済法 I	LAW300AB	3-4	○	行政救済のうち、行政事件訴訟について、その意義や類型について学んだ後、抗告訴訟を中心に学習する。	①行政事件訴訟の各類型の概要、②取消訴訟の訴訟要件、③取消訴訟の判決、④取消訴訟における仮の救済について、それぞれ説明できる。⑤具体的な紛争事例について、取消訴訟の提起の可否及び狩野救済が認められるか否かについて判定することができる。⑥取消訴訟以外の抗告訴訟について、訴訟要件、認容要件及び仮の救済について説明できる。⑦当事者訴訟の類型と訴訟要件を説明できる。	○	○	○	○
		行政救済法 II	LAW300AB	3-4	○	行政救済のうち、行政上の不服申立て、国家賠償及び損失補償について学ぶ。	①行政上の不服申立てについて、抗告訴訟と関連付けながら説明できる。②公権力行使責任の成立要件と関連する諸問題について説明できる。③當造物管理責任の成立要件と関連する諸問題について説明できる。④損失補償が必要な場合とその内容について説明できる。	○	○	○	○
		租税手続法	LAW300AB	3-4		税法の基本原則及び租税手続（租税確定手続・徵収手続・権利救済手続）について学ぶ。	税法の基本的原則、申告納税制度下の租税確定手続及び租税徵収手続、並びに違法な課税処分等に対する権利救済手続などを理解し、納税者の確定申告を中心とした租税手続全体に関する基本的理解を獲得すること。	△	○	△	△
		租税実体法	LAW300AB	3-4		税法の課税要件と所得税法の基礎を学ぶ。	租税実体法の共通的基礎としての課税要件、及び現行所得税法の基本的構造や制度内容について理解すること。特に所得税法の課税要件について、確定申告において必要となる基本的理解を獲得すること。	△	○	△	△
		地方自治法	LAW300AB	3-4		地方自治の一般的・基本的枠組みを定める地方自治法を主に参照しながら、地方公共団体と住民をめぐる主要な法的問題について学ぶ。	①住民自治・団体自治、2 地方自治の担当団体、③住民の権利、④議会と長の関係、⑤条例制定権の限界、⑥国と普通地方公共団体及び普通地方公共団体間の行政事務分配、⑦普通地方公共団体の財源を、それぞれ説明できる。	△	○	△	○
		都市法	LAW300AB	3-4		都市空間の利用を制御し都市空間の整備や保全を規定する都市法について学ぶ。	①都市法と都市問題の関係、②新たな建築を行う場合に当該建築物が受けける建築規制、③都市計画の内容や決定・変更の手続、④都市計画制限、⑤土地収用（事業認定・収用裁決の適否を含む）、⑥区画整理・再開発の仕組み、メリット・デメリット、紛争解決のあり方、⑦都市計画事業の概略、⑧建築競争・開発調整（具体例を含む）、といった事柄について説明できる。	△	○	△	○
		行政組織法	LAW300AB	3-4		現行の行政組織法上の行政組織の編成、及び公務員法・公物法について学ぶ。	①内閣・内閣府・外局などの、現行法上の行政組織の編成、②公務員の意義、種類、勤務関係、権利義務、③公物の意義、種類、管理権、使用権について、それぞれ説明できる。	△	○	△	△
		環境法	LAW300AB	3-4		環境法の全体像・基本的な考え方を修得する。	①環境法分野における法令、理論、判例を学ぶことを通じて、憲法、民法、行政法等の関連知識を確実なものとすること。②地球温暖化問題等の法政策的な課題についての最新知識を修得すること。③法律文献や裁判例を正確に読解できる力を身につけること。④環境問題を、自然科学上の知識に基づいて正しく把握した上で法的に分析できる能力を身につけること。⑤自然科学の基礎的な文献に取り組む積極的姿勢を身につけること。	○	○	△	○

共/配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目	民法科目	債権回収法Ⅰ	LAW200AB	2-4	○	債権回収のための法制度（債権回収の基本的な仕組み、責任財産保全の必要性とその手段、人の担保、債権譲渡・債務引受の機能とその要件）を学ぶ。	授業のために掲げた事柄に関する法的な専門知識を修得し現実的な取引との係わりを理解すること。実際的な取引関係において債権を確実に回収するための事前の措置と危機的状況において事後の取り扱いの手段を用いることによって、債権の焦げ付きを防ぐための実務的能力を身につけること。	○	○	○	○
		債権回収法Ⅱ	LAW200AB	2-4	○	民法が規定している担保物権や判例が認めている担保手段について、担保の実現において生じるさまざまな問題を判例や学説がどのように考えているかを含めて学ぶ。	①民法が規定している担保物権について（実現手段も含めて）知ること、②民法が規定していない担保手段について（実現手段も含めて）知ること、③担保の実現過程において生ずるさまざまな問題を知ること、④それらの問題について判例及び学説がどのような解決を示しているかを知ること。	○	○	○	○
		物権法	LAW200AB	2-4	○	財貨の帰属を決める法域である物権法について学ぶ。	所有権の返還請求権の要件となる所有と占有をめぐる諸問題を把握し、その問題についての判例や学説の考え方を、結論に至る思考のプロセスや判断の理由付けも含めて理解すること。	○	○	○	○
		契約法（法曹コース）	LAW200AB	2	○	本講義は、法学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に従い、2年次以降および法科大学院既修者コースでの発展的な法科科目の学習のため、その基礎となる知識を習得することを目指す。 本講義では、学生は、民法第3編第2章「契約」について学ぶ。 各回の授業は、学生が予習していることを前提に、基本的知識がいつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。 本講義は、法曹コースの学生のみ履修すること	【授業計画】記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになるようになることである。「授業計画」を大まかにまとめるならば、契約法に関する諸制度およびその要件を理解すること、そして、それらをめぐる問題について、判例や学説の考え方を理解することである。そのため、本講義の到達目標は、学生が契約法に関する諸制度およびその要件を理解し、説明することができるようになること、そして、それらをめぐる問題について、判例や学説の考え方を理解し、具体的に説明することができるようになることである。	○	○	○	○
		家族法（法曹コース）	LAW300AB	3	○	家族法全般を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例・主要学説を検討しつつ習得することを目的とする。 最近の家族法改正についても適宜触れる。	親族法・相続法の基礎概念をしっかりと把握し、それぞれの制度趣旨を徹底的に理解することができる。親族法・相続法の分野の全体構造および基本的ルールを把握し、それを用いた法的議論を展開できるようになるとともに、具体的な事例へのアプローチの方法をつかむことができるようになる。	○	○	○	○
		契約法Ⅲ	LAW200AB	2-4	○	有償契約の典型である売買契約を対象として、交換契約の基礎理論を学ぶ。無償の財産の提供である贈与契約とも対比し、両者の特徴を正確に理解することを目的とする。	契約の概念、双務契約上の権利義務の発生・関係・消滅、売買契約に関する基本的ルール、及び贈与契約の特殊効果等について、述べることができる。	○	○	○	○
		契約法Ⅳ	LAW300AB	3-4	○	契約原則のうち、賃借型（賃貸借等）、役務提供型（請負等）、その他（組合等）について学習し、現代取引のあり方・現代取引におけるルールについて学ぶ。	賃貸借、使用貸借、消費貸借、請負、委任、雇用、帰宅、組合等について、その権利義務の発生・その内容・終了に関するルールの意義と内容を理解することができる。	○	○	○	○
		親族法	LAW300AB	3-4		民法典の「第4編 親族」の法解釈及び法改正論について学ぶ。	学説や判例を覚えるだけではなく、「答えは一つではない」との大前提の下に、「自分の頭で考え」、親族法の説得的な解説論を展開できる実力を身につけること。また、夫婦別氏、同性婚、単独親権制度などの問題について、どのような法改正が必要かを、自分の頭で考えられるようになること。	○	△	○	○
		相続法	LAW300AB	3-4		誰もが不可避的に直面せざるを得ない相続の問題を対象に、民法典の「第5編 相続」の法解釈論及び法改正論を学ぶ。	①相続法を概観し、卒業後も役立つ基礎知識を身につけること。②学説や判例を覚えるだけではなく、「答えは一つではない」との大前提の下に、「自分の頭で考え」、相続法の説得的な解説論を展開できる実力を身につけること。③どのような法改正が必要かを、自分の頭で考えられるようになること。	○	○	○	○
		消費者法Ⅰ	LAW300AB	3-4		消費者法のうち、主に契約をめぐる法的問題につき、民法のみならず消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法などの特別法の内容も含めて学習する。	民法の契約総論・各論部分や、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法などの特別法の知識を身につけること。また、日常的な消費者問題に対して民法・各種特別法がいかなる役割を果たしているのかを理解すること。	△	○	△	○
		消費者法Ⅱ	LAW300AB	3-4		消費者取引における物・サービスの品質・安全に関する法制度を、民法及び特別法が果たす役割や行政組織・訴訟手段など消費者法を形成する制度も含めて学習する。	①物・サービスの品質・安全についての民事ルール及び業法ルールの知識を身につける。②消費者取引のうち、特に問題となることが多い取引類型について、民法、特別法が果たしている役割を理解する。③消費者問題に関連する行政規制・訴訟法の知識を身につける。④消費者問題一般についての考え方を修得する。	△	○	△	○
共/配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目	商法科目	商法総則・商行為法Ⅰ	LAW200AB	2-4		商法という法分野の特色、「商人」「商行為」「企業」「営業」「事業」「商号」「使用者」などの諸概念・諸規定、商業登記に関する規整、媒介・場屋取引・商事売買等について学ぶ。	商法及び会社法の「総則」部分及び商法の「商行為」に置かれている条文が、実際にどのような場面で、どのような規範として適用されることになるかを理解すること。	△	○	△	△
		商法総則・商行為法Ⅱ	LAW200AB	2-4		企業が行う取引の特色を理解し、民法による規整だけではどのような不整合が生じ、その不整合とどのように克服することが望ましいかということについて学ぶ。	商法の商行為篇部分に置かれている条文が、それぞれ実際にどのような場面でどのような規範として適用されることになるかを理解すること。	△	△	△	△
		手形法・小切手法	LAW300AB	3-4		手形法・小切手法により発展してきた「有価証券法理」の内容と具体的な問題への適用のさわぎ、及び現代の様々な決済システムとそこで生じ得る法的問題について学ぶ。	手形法・小切手法が提供してきた基本的な法原則の内容を理解すること。また、現代の決済システムの運用上生じる法的問題の所在を理解すること。	△	○	△	○
		海商・航空法	LAW300AB	3-4		運送法のうち、海と空に関する法を学ぶ。	運送法のうち海と空に関する法を、対話形式（ソクラティク・メソッド）を用いた授業を通じて、正確に理解し習得すること。	△	○	△	○
		金融商品取引法Ⅰ	LAW300AB	3-4	○	金融商品取引法の主要な規制のうち、情報開示規制、不公正取引の規制及び金融商品取引業の規制の内容について学ぶ。	金融商品取引法の全体構造を理解すること。また、金融商品取引法の規制を支える政策目的を理解し、現在の経済社会において生起する金融商品取引法関連の事象を自分の視点から分析できようになること。	○	○	○	○
		金融商品取引法Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	金融商品取引法の規制のうち、証券会社や証券取引所等の業者規制などについて学ぶ。	金融商品取引法による証券会社や証券取引所等の業者規制などの内容を理解すること。また、業者規制などに関連する裁判例等を分析し理解できようになること。	○	○	○	○
		企業結合法	LAW300AB	3-4	○	株式会社の合併・会社分割・株式交換などの組織再編行為、企業買収（M&A）の攻撃・防衛方法、トラスト・コンツェルン・親子会社・持株会社などに関する法的問題を学ぶ。	①組織再編行為に関する会社法の主要な条文を理解すること。②多様なM&Aの攻撃方法と防衛方法を理解すること。③コンツェルンや親子会社などについてのさまざまな法的・社会的問題を理解すること。	○	○	○	○
		企業金融法Ⅰ	LAW300AB	3-4	○	新株発行を行はじめとする企業の資金調達の手段とその特徴、およびそれをめぐる法的問題の処理等を行うことを目的とする。	新株発行を行はじめとする各種の資金調達の手段とその特徴を理解し、これらの資金調達の手段をめぐる法的論点に関する判例・学説の内容を理解することを目標とする。	○	○	○	○
		企業金融法Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	新株発行を行はじめとする企業の資金調達の手段とその特徴、およびそれをめぐる法的問題の処理等を行うことを目的とする。	新株発行を行はじめとする各種の資金調達の手段とその特徴を理解し、これらの資金調達の手段をめぐる法的論点に関する判例・学説の内容を理解することを目標とする。	○	○	○	○
		商取引法Ⅰ	LAW300AB	3-4		民法の規定だけでは捉えきれない、各種の商取引をめぐる法的問題の検討を目的とする。	商事売買・媒介・取次・代理・企業間信用・寄託・陸上運送などの各分野の商取引の特徴を理解し、これらの取引に関する各種の法令・商慣習および判例の内容を理解することを目標とする。	△	○	△	△
		商取引法Ⅱ	LAW300AB	3-4		民法の規定だけでは捉えきれない、各種の商取引をめぐる法的問題の検討を目的とする。	商事売買・媒介・取次・代理・企業間信用・寄託・陸上運送などの各分野の商取引の特徴を理解し、これらの取引に関する各種の法令・商慣習および判例の内容を理解することを目標とする。	△	○	△	△
		企業買収法Ⅰ	LAW300AB	3-4		株式公開買付などの手段による企業買収とそれをめぐる法的問題の検討を目的とする。	企業買収の手段として用いられる株式公開買付等の制度の内容を理解し、これらの制度をめぐる法的論点に関する判例・学説を理解することを目標とする。	○	○	○	○
		企業買収法Ⅱ	LAW300AB	3-4		株式公開買付などの手段による企業買収とそれをめぐる法的問題の検討を目的とする。	企業買収の手段として用いられる株式公開買付等の制度の内容を理解し、これらの制度をめぐる法的論点に関する判例・学説を理解することを目標とする。	○	○	○	○
		保険法Ⅰ	LAW300AB	3-4		保険法の概論と損害保険契約について学ぶ。	損害保険契約を中心に、新しく制定された「保険法」の内容を含む「保険（契約）法の基礎」を、対話形式（ソクラティク・メソッド）を用いた授業を通じて、正確に理解し習得すること。	△	○	△	○
		保険法Ⅱ	LAW300AB	3-4		生命保険契約と障害疾病定額保険契約について学ぶ。	生命保険契約・障害疾病定額保険契約を中心に、新しく制定された「保険法」の内容を含む「保険（契約）法の基礎」を、対話形式（ソクラティク・メソッド）を用いた授業を通じて、正確に理解し習得すること。	△	○	△	○
		経済法Ⅱ	LAW200AB	2-4	○	独占禁止法の基本的な内容のうち、不公正な取引方法及び私的独占について学ぶ。	独占禁止法の基本的な内容のうち、企業のマーケティングと密接に関わる不公正な取引方法の規制、及び独禁法の基本的な柱である私的独占の規制について理解すること。	○	○	○	○
		経済法Ⅲ	LAW300AB	3-4		独占禁止法の現代的なテーマ（企業結合・買収などの企業結合（M&A）に対する、市場集中防止の觀点からの独禁法の規制、②特許・著作権などの知的財産権が関わる場合における独禁法の適用、③電力・情報通信・交通運輸などの政府規制分野における独禁法の適用と政府規制のあり方、④国際カルテルなどのグローバルな国際取引に対する独禁法の適用、など）についての関心と理解を深めること。	独禁法の現代的なテーマ（①合併・買収などの企業結合（M&A）に対する、市場集中防止の觀点からの独禁法の規制、②特許・著作権などの知的財産権が関わる場合における独禁法の適用、③電力・情報通信・交通運輸などの政府規制分野における独禁法の適用と政府規制のあり方、④国際カルテルなどのグローバルな国際取引に対する独禁法の適用、など）についての関心と理解を深めること。	△	○	△	○

共/配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目	民事訴訟法科目	民事訴訟法Ⅰ	LAW300AB	3-4	○	民事訴訟法の基本条文と基礎知識・理論について、特に訴え・裁判所・当事者・審理対象・審理過程などを中心に学ぶ。	民事訴訟法の基本条文と基礎知識・理論のうち、総論にかかる部分と、各論の「訴え」、「裁判所」、「当事者」、「審理の対象」、「審理の過程」にかかる部分について、司法試験予備試験や司法書士試験の短答式問題を解ける程度の基礎学力を身につけること。	◎	◎	◎	◎
		民事訴訟法Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	民事訴訟法の基本条文と基礎知識・理論について、特に証明・終局判決とその効力・複数請求訴訟・多数当事者訴訟・上訴・再審などを中心に学ぶ。	民事訴訟法の基本条文と基礎知識・理論のうち、各論の「証明」、「当事者の行為による訴訟の終了」、「終局判決とその効力」、「請求の複数」、「上訴」、「特別上訴と再審」にかかる部分について、司法試験予備試験や司法書士試験の短答式問題を解ける程度の基礎学力を身につけること。	◎	◎	◎	◎
		民事訴訟法Ⅲ	LAW300AB	3-4	○	倒産手続において生じ得る訴訟の類型、それらの訴訟手続のあり方、手続上の問題点などを学ぶことにより、民事訴訟法の授業で学んできたことの応用力を養う。	民事訴訟手続と倒産手続の交錯する問題として、倒産手続のなかでどのような訴訟が生じ得るのか、どのような手続が整備されているのか、訴訟手続上の問題点はいかならう点にあるのかを理解すること。	○	○	△	○
		民事執行法Ⅰ	LAW300AB	3-4	○	民事執行手続・民事保全手続の総論的知識を習得する。	いずれも実体法上の権利の実現手続を定める民事執行法（の総論部分）及び民事保全法について、実体法である民法上の諸論点との繋がりを意識しながら、基本理念及び基本的諸制度を学習し、一定の理解を得ること。	○	◎	△	○
		民事執行法Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	民事執行手続の各論的知識を習得する。	民事執行法が規定する強制執行手続及び担保権実行手続の具体的な内容を学習し、現実の執行手続がどのようなものであるのかに関する基礎的知識を習得すること、及び手続法の重要性を理解すること。	○	◎	△	○
		破産法Ⅰ	LAW300AB	3-4	○	倒産法、倒産処理法と呼ばれる分野のうち、清算型手続の基本法である破産法に関する手続的規律を中心に学修する。	法的倒産手続の概要を説明できるとともに、特に破産手続に関する基本概念及び規律について理解し、条文に即して具体的な事例を元に基本概念・規律について説明することができる。	○	○	△	○
		破産法Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	清算型手続の基本法である破産法における実体的規律について、債券型手続に関する民事再生法や会社更生法における規律と比較しつつ学修する。	破産手続における実体的法律関係の処遇に関する規律について理解し、条文に即して具体的な事例について説明することができる。	○	○	△	○
		民事再生法	LAW300AB	3-4	○	倒産法、倒産処理法と呼ばれる分野のうち、再建型手続の基本である民事再生法に関する手続的規律及び実体的規律を学習する。	再生手続に関する基本概念及び規律について理解し、破産手続と比較しつつ、条文に即して具体的な事例を元に基本概念・規律について説明することができる。	○	○	△	○
共/配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目	刑事法科目	刑法総論Ⅱ	LAW200AB	2-4		刑法の総論部分について、刑法総論Ⅰで学んだ内容をベースに、判例及び学説に踏み込んで一步進んだ内容を学習し、自ら考え解決する能力を養う。	学説の争いを理解・整理し、判例を基礎に、具体的な事例に関して整合的で妥当な解決を導く能力を形成すること。	○	○	○	○
		刑法各論Ⅰ	LAW200AB	2-4	○	財産犯及び社会的法益に対する罪の主要な犯罪について、保護法益及び行為態様の特色の探求・解釈により構成要件を中心とする犯罪成立要件について学ぶ。	①条文から厳格な理論を展開しつつ、実際にも妥当な結論を導くという、犯罪構成要件の解釈に特有の思考様式の基礎を身につける。②財産犯及び国家の法益に対する罪のうち主要なものにつき、判例・学説で問題とされている基本的な論点に関して、解釈論を展開することができる。③以上のようない解釈論の結論を、所与の事実に適用し、犯罪の成否を議論することができる。	○	○	○	○
		刑法各論Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪の主要な犯罪について、保護法益の探求・解釈により構成要件を中心とする犯罪成立要件について学ぶ。	①条文から厳格な理論を展開しつつ、実際にも妥当な結論を導くという、犯罪構成要件の解釈に特有の思考様式の基礎を身につける。②財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪のうち主要なものにつき、判例・学説で問題とされている基本的な論点に関して、解釈論を展開することができる。③以上のようない解釈論の結論を、所与の事実に適用し、犯罪の成否を議論することができる。	○	○	○	○
		刑事訴訟法Ⅰ	LAW300AB	3-4	○	刑事手続のうち捜査に該当する部分について、基本的な法的知識を修得し、法的推論の能力を涵養する。	捜査手続について、法律の仕組みや判例の基本的な事項を理解し、具体的な事例に即して説明することができる。	○	○	○	○
		刑事訴訟法Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	刑事手続のうち、公訴の提起、公判、証拠法、裁判に該当する部分について、基本的な法的知識を修得し、法的推論の能力を涵養する。	公訴の提起、判決手続、証拠法について、法律の仕組みや判例の基本的な事項を理解し、具体的な事例に即して説明することができる。	○	○	○	○
		刑事訴訟法（法曹コース）	LAW300AB	2	○	刑事訴訟手続の全体像をつかみ、刑事訴訟法の諸問題の検討・分析を通じて法的分析・思考力の基礎をかん養する。	刑事訴訟手続の具体的な流れを把握し、刑事訴訟の各段階における主要な問題点に関し、法律の基本構造や判例の考え方・判断枠組の理解を前提に、適切な問題解決を図るために法的思考過程を習得することにより、法的分析・思考力の基礎を獲得する。	○	○	○	○
		犯罪学	LAW200AB	2-4		犯罪をコントロールする方法を研究する刑事学の一 分野たる犯罪学を学び、犯罪の現状（犯罪の原因や発生状況）を分析する。	①我が国における犯罪の現状について、マスコミ等の影響ではなく、データを基礎に（但しデータの限界を踏まえて）、その現状を理解することができる。②なぜ犯罪が生じるのかについて、生物学、心理学、社会学等を利用した分析手法を学び、それに基づく仮説を検証することができる。③前記①②を総合して、犯罪対策、刑事政策のペースとなる正確なデータと理論的な仮説を調査し、自ら批判的に分析することができる。	△	○	○	△
		刑事政策	LAW200AB	2-4		刑事学の一 分野たる刑事政策について学び、犯罪対策を分析・理解する。より具体的には、刑罰論と犯罪者の処遇について、主として法學的観點から学ぶ。	①刑罰の意義及び内容について理解する。②我が国で行われている犯罪者の処遇について理解する。③前記①②を基礎に自ら考えることによって、よりよい犯罪対策について、自らの意見を持ち、議論することができる。	△	○	○	△
		実務刑事法	LAW300AB	3-4		現役を含む裁判官・検察官・弁護士の経験者から、刑事実務の基礎を学ぶとともに、刑事手続及び法曹の実像を知ることにより、進路選択にも役立てる。	法曹実務家による実体験を通じて、刑事実務の基礎を理解し、裁判員裁判をはじめとする現在の刑事手続の実際を知る。	○	◎	△	○
		社会安全政策論	LAW300AB	3-4		近年の我が国における治安情勢・犯罪傾向や、政府による総合的な犯罪対策の推進を踏まえ、個人や社会の安全と安心を確保していくための政策のあり方について学ぶ。	近年の我が国における治安情勢についての理解を深めるとともに、個人や社会の安全と安心を確保していくための効果的かつ均衡のとれた政策のあり方について考察することができる素養を身につけること。	△	○	○	△

共／配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目 社会法科目 (2017年まで の入学者は労働 法科目)	労働法 （労働基準法、労働組合法、労働法特論）	労働基準法	LAW200AB	2-4	○	労働基準法の意義・目的、基礎概念・基本的な考え方などについて学ぶ。	①労働基準法の意義・目的を理解し、労基法全体の仕組みを説明できる。②賃金や労働時間などをめぐる最低労働条件基準について、判例・学説を理解し、個別の労働関係における紛争（労働問題）の法的解決について自ら考えることができる。	○	○	○	○
		労働組合法	LAW300AB	3-4		労働法のうち、労働組合法を中心とする集团的労使関係について学ぶ。	①労働組合法と関連する判例法理について理解できる。②労働組合法と関連する判例法理についての基本的な問題や少し難易度の高い問題（ワーカールル検定・法学検定アドバンスト（上級）コースレベル）を解答できるようになる。③労働組合法と関連する判例法理に関する判例法理についての事例問題（司法試験の問題を平易にしたもの）に文章で解答できる。④前記①～③の素養をもとに、集团的労使関係をめぐる問題に積極的に関与できるようになる。	○	○	△	○
		労働法特論	LAW300AB	3-4		労働法のうち、非正規労働者に関する法、労働市場に関する法、高齢者雇用・障害者雇用に関する法などを学ぶ。	①左記目的に示した法領域とそれに関連する判例法理について理解できる。②前記法領域と関連判例法理についての基本的な問題や少し難易度の高い問題（ワーカールル検定・法学検定アドバンスト（上級）コースレベル）を解答できるようになる。③前記法領域と関連判例法理についての事例問題（司法試験の問題を平易にしたもの）に文章で解答できる。④前記①～③の素養をもとに、労働関係の発展的な問題に積極的に関与できるようになる。	○	○	△	○
	社会保障法 （社会政策、雇用・福祉政策）	社会保障法Ⅰ	LAW300AB	3-4		社会保障法のうち、社会保障法総論及び福祉関係法について学ぶ。	①社会保障法の定義、法体系などの総論的事項、及び生活保護法と福祉法の概要を説明できる。②生活保護法と福祉法の法的問題点について、自己の見解を説得的に論じることができる。③前記①②の素養をもとに、実社会で想定される公的扶助・社会福祉領域での基本的な問題に、リーガルマインドをもって積極的に関与できるようになる。	△	○	△	○
		社会保障法Ⅱ	LAW300AB	3-4		社会保障法のうち、社会保険法について学ぶ。	①社会保障法のうち、社会保険法（医療保険法、年金法、労災保険法、雇用保険法）の概略を説明できる。②社会保険法の法的問題点について、自己の見解を説得的に論じることができる。③前記①②の素養をもとに、実社会で想定される社会保険法上の基本的な問題に、リーガルマインドをもって積極的に関与できるようになる。	△	○	△	○
		社会政策	LAW300AB	3-4		講学上の「社会政策」領域のうち、労働時間や雇用・失業、賃金などの労働政策に関する政策上の課題について、統計データなども含めて学ぶ。	①労働時間や賃金、雇用の安定など、「社会政策」上の古くから議論されているテーマについて、今の社会でどのような点が問題となっているかを正確に説明できる。②前記テーマについて、今後のあるべき国家像をイメージしながら、問題の解決方法について自分なりの考え方をまとめ、説得的に文章で説明できる。	△	○	○	△
	教育法 （教育法Ⅰ、教育法Ⅱ）	雇用・福祉政策	LAW300AB	3-4		講学上の「社会政策」領域のうち、非正規労働・女性労働・少子高齢化などを切り口に、雇用と社会保障の交錯領域の問題について、統計データなども含めて学ぶ。	①非正規労働や均等待遇、少子社会問題など、「社会政策」上の比較的新しいテーマについて、今の社会でどのような点が問題となっているか正確に理解できる。②前記テーマについて、今後のあるべき国家像をイメージしながら、問題の解決方法について自分なりの考え方をまとめ、説得的に文章で説明できる。	△	○	○	△
		教育法Ⅰ	LAW200AB	2-4		憲法26条に規定された「教育人権」を保障するための法体系のあり方について、教育法の基本原理・国家による教育統制に関する問題を中心に学ぶ。	①教育法制についての基礎的理解を深める。②国家の教育統制とその限界、教育の自由との関係について理解を深める。	○	○	△	△
		教育法Ⅱ	LAW200AB	2-4		憲法26条に規定された「教育人権」を保障するための法体系のあり方について、学校教育における子どもの人権や、近年の教育政策の動向などをを中心に学ぶ。	①子どもの人権保障の国際的動向や国内の課題について理解を深める。②学校内部での子どもの人権保障について、人権侵害事件を具体的に学んで理解を深める。③近年の教育政策の動向と課題について理解を深める。	△	○	○	○
共／配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目 国際関係法	国際法 （国際法基礎理論、国際空間法、国際安全保障法、国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ、国際民事訴訟法、国際人権法、国際組織法、国際環境法、国際刑事法、国際経済法）	国際法基礎理論	LAW200AB	2-4	○	国際法の総論的問題と国家の実体的権利義務を学び、法的思考を訓練する。	現実に国際社会に存在する国際法を、未来を見据えながら、内在的に理解できる能力を育む。より具体的には、国際法上重要な総論的问题と、国家の実体的権利義務について理解する。	○	○	○	○
		国際空間法	LAW300AB	3-4	○	国際法のうち、国家領域以外の空間に関する規律（海洋法など）について学ぶ。	国家領域以外の空間に関する国際法の規律（海洋法や、空域・宇宙空間・国際化地域（南極など）に関する規律）を理解すること。また、本分野における国際法上の諸制度の歴史的展開と現状を学ぶことを通じて、日々生起する国際問題を法的視点からどのように捉えるべきかを、自ら考えられるようになること。	○	○	○	○
		国際安全保障法	LAW300AB	3-4	○	国際法のうち、紛争の平和的解決及び武力の規制に関する規律について学ぶ。	紛争の平和的解決、国際社会の平和と安全の維持に関する国際法について理解すること。また、本分野における国際法上の諸制度の歴史的展開と現状を学ぶことを通じて、日々生起する国際問題を法的視点からどのように捉えるべきかを、自ら考えられるようになること。	○	○	○	○
		国際私法Ⅰ	LAW300AB	3-4	○	国際私法の総論を学ぶ。	国際的な私法関係に適用される法の決定方法についての知識を得るとともに、具体的な事例においての当てはめができるようになること。特に、法律関係の性質決定・連絡点の確定・準拠法の特定・公序審査といった事柄について理解し、事例においての当てはめができるようになること。	○	○	○	○
		国際私法Ⅱ	LAW300AB	3-4	○	国際私法の各論を学ぶ。	国際的な私法関係に適用される法の決定方法についての知識を得るとともに、具体的な事例においての当てはめができるようになること。特に、法律行為・婚姻関係・親子関係・相続や遺言・法定債権・物権関係などの個別具体的な国際的な私法関係について、準拠法決定のあり方を示すことができるようになること。	○	○	○	○
		国際民事訴訟法	LAW300AB	3-4		国際的な民事紛争を解決する方法のうち、裁判を利用した紛争解決方法及び裁判を利用しない紛争解決方法について学ぶ。	裁判権免除・国際裁判管轄・国際訴訟競合・国際民事訴訟における裁判手続・外国判決の承認執行・国際倒産・国際商事仲裁・投資条約仲裁といった事柄についての基礎的な知識を身につける。国内事案の解決の場合と比較して、国際事案ではどのような点に留意が必要となるのかを理解する。	○	○	△	△
		国際人権法	LAW300AB	3-4		国際人権法について、①国内実施に関する憲法上の課題、②国内の人権保障を補完する側面、③国際社会の平和を確保する側面などを中心に学ぶ。	①国家を越えて人権を国際社会において保障することの意義及びそのための仕組みを理解する。②諸外国の憲法判例の動きや国際的な人権機関の判断が日本も含む各国の人権に関する種々の法の解釈・適用にも影響を与える現状を理解する。③国内の人権保障が、結果として国際社会の平和を確保しているという側面を理解する。	△	○	○	○
		国際組織法	LAW300AB	3-4		現代の国際関係における国際組織の位置、機能、問題点などを、実定国際法的な観点から学ぶ。	国際組織の歴史的展開・構造・表决制度や、冷戦後の国際社会における国連の変容などについて理解する。	△	○	△	△
		国際環境法	LAW300AB	3-4		環境の保護に関わる国際法の規律を学ぶ。	国際環境法の歴史、構造、基本原則、具体的制度について理解する。さらに、今日現実に生じている国際的な環境問題（地球温暖化、越境大気汚染、生物多様性保全、海洋汚染等）について法的視点から考察する力を養う。	△	○	△	△
		国際刑事法	LAW300AB	3-4		国際刑法の基本構造を理解し、国際刑事法に関する基礎的な知識を習得する。	①国際社会における個人の処罰の歴史を理解する。②コア・クライムと称される国際社会における最も重大な犯罪（ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪）について概要を確認した上で、国際的な刑事裁判所（ICTY、ICTR、ICC）の基本構造及び活動について学ぶ。国際混合法廷についても概要を理解する。③国際テロリスト、海賊行為、その他の国際犯罪（薬物・金融犯罪等）などの概要を確認し、その処罰の法的構造を理解する。	△	○	△	△
		国際経済法	LAW300AB	3-4		国際経済活動のうち貿易及び投資を規律する法制度（国際（公）法的分野）を中心に取り上げて基本原則について学び、特色・機能を理解する。	①貿易及び投資を中心とする国際経済活動に関する法的規律の基本構造（原則と例外）を理解する。②国際経済活動から生じる問題や紛争の処理の実際について、先例から基本的な判断枠組みを理解する。③（発展的）レベルの到達目標として国際経済法と「途上国の開発・発展」「人権の保障」「環境の保護」などを規律する法規範との調整方法について考える。	△	○	△	△

共/配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目	基礎法	法哲学Ⅰ	LAW200AB	2-4		法哲学分野のうち、あるべき法を論ずる「正義論」を中心学ぶ。	正義や自由、平等、権利といった法の背景に存在する基本的概念について知識を得ること。	△	◎	◎	○
		法哲学Ⅱ	LAW200AB	2-4		法哲学分野のうち、法とは何かという問題を取り扱う法概念論と、法学独自の思考を取り扱う法方法論を中心に学ぶ。	法哲学における基本的諸概念の習得を通じて、法を多様な観点から見ることができるようになること。	△	◎	◎	○
		日本法制史Ⅰ	LAW200AB	2-4		公法・私法、刑事法・民事法など諸分野の法の相違を認識するための前提として必要となる「法制史的理解」を獲得する。	現代日本法は、制定法を主体とし、六法典を中心に据えるという形態をとっているが、これは必ずしも近代法一般的な様ではない。なぜ日本の近代法がこのような姿なのか、それはどのような経緯を経てそうなったのか、明治期に六法典を中心とする日本近代法が成立する過程について理解する。	△	◎	◎	△
		日本法制史Ⅱ	LAW200AB	2-4		公法・私法、刑事法・民事法など諸分野の法の相違を認識するための前提として必要となる「法制史的理解」を獲得する。	制定法主義を最も特徴的に表現する六法が成立する頃、日本社会は急速に変化の様相を呈していく。この時期は、行政・軍事官僚システムや司法官僚システムが自律性を高めていく時期で、明治末から大正にかけて重大な法的変化が生じようになる。こうした変化の様相の考察を通じて、司法・行政・立法の連携構造や公法・私法関係の変容を理解し、法を立体的に捉えることができるようになること。	△	◎	◎	△
		日本法制史Ⅲ	LAW300AB	3-4		公法・私法、刑事法・民事法など諸分野の法の相違を認識するための前提として必要となる「法制史的理解」を獲得する。	日本の近代法が形成されていく過程でいくつも起きた、近代法とは何かを示唆するような事件（佐賀の乱、紀尾井坂の変、秋葉事件等）について学び、日本国家・日本社会の変動を法の視点から理解できるようになること。	△	◎	◎	△
		日本法制史Ⅳ	LAW300AB	3-4		公法・私法、刑事法・民事法など諸分野の法の相違を認識するための前提として必要となる「法制史的理解」を獲得する。	近代日本の法典体系は、1898年に完成した姿をあらわす。この時期以降に起こった諸事件を通して、日本近代法の再編の姿を理解すること。	△	◎	◎	△
		ドイツ法制史Ⅰ	LAW200AB	2-4		ドイツにおける法の源流のひとつであるローマ法について、その制度・思想・基本的特徴を、こうした法を生み出したローマ社会の構造と関連づけながら学ぶ。	①ローマ法はどのようにして生み出され、どのような特徴を持っているのかを理解する。②ローマ法の前提となるローマ社会の歴史について把握する。③ローマ法が日本の法制度にどのような盈虜を与えたのかについて、比較法的視点から考察できる。	△	◎	◎	△
		ドイツ法制史Ⅱ	LAW200AB	2-4		ゲルマン法とドイツ法という2つの要素からなるドイツの法発展についての概括的認識を得るために、古代末期から中世にかけてのドイツの法と社会の基本的特徴を学ぶ。	①ゲルマン時代から中世初期にかけて、社会構造がどのように変化し、また紛争解決のための仕組みがどのように構築されていったかを理解する。②中世における都市法及び法書といったヨーロッパに特有の法形式、また封建制という社会制度について理解を深める。③ローマ法が中世において果たした役割について、継承という観点から日本の法制度も視野に入れつつ説明できる。	△	◎	◎	△
		イギリス法制史Ⅰ	LAW200AB	2-4		英國の法と社会の在り方について、歴史的な視点から学ぶ。	英國における法の手続や裁判所組織の形成・発展過程、法曹教育の歴史の考察を通じて、慣習法やコモン・ローの基礎概念について理解する。	△	◎	◎	△
		イギリス法制史Ⅱ	LAW200AB	2-4		英國の法と社会の在り方について、歴史的な視点から学ぶ。	慣習がルール化され、法として発展していく過程を、政治的、経済的背景を踏まえながら考察することを通じて、法の形成・発展のプロセスを理解する。	△	◎	◎	△
		法社会学	LAW200AB	2-4		エスノメソドロジーと会話分析という社会学のアプローチを使って日常的コミュニケーションと法的場面における様々なコミュニケーションを検討する。	法的場面における様々なコミュニケーションについて理解し、自分でも概要を分析できるようになること。	△	◎	◎	△
		英米法Ⅰ	LAW300AB	3-4		陪審制や懲罰的損害賠償などを中心に、アメリカ法・日本法を比較することで、アメリカ法の特徴や全体像をつかむとともに、わが国の法のあり方への理解も深めること。	アメリカ法の特徴的な制度である陪審制や懲罰的損害賠償などを学び、わが国との比較から、アメリカ法の特徴をつかむこと、それによって、わが国の法のあり方への理解も深めること。	△	◎	◎	△
		英米法Ⅱ	LAW300AB	3-4		アファーマティブ・アクションや同性婚やAI法などについての近年のアメリカ最高裁の判例や学説を中心に、アメリカ法と日本法を比較することで、アメリカ法の特徴や全体像をつかむとともに、わが国の法のあり方への理解も深めること。	アファーマティブ・アクションや同性婚やAI法などについての近年のアメリカ最高裁の判例や学説を学び、わが国との比較から、アメリカ法の特徴をつかむこと、それによって、わが国の法のあり方への理解も深めること。	△	◎	◎	△
		アジア法Ⅰ	LAW300AB	3-4		アジア各国・地域の法制度（特に憲法制度）について、総論としてアジアの法制度の特質を概観した上で、東南アジアに属する各国の法制度を中心に学ぶ。	特に東南アジアを中心とするアジア各国・地域の法制度について、その背景にある諸要因（歴史・文化等）を踏まえつつ理解し、自分なりの問題意識及びそれに対する見解を持つに至ること。	△	◎	◎	△
		アジア法Ⅱ	LAW300AB	3-4		アジア各国・地域の法制度（特に憲法制度）について、東アジアに属する各国の法制度を中心に、南アジアに属するインドの法制度及びイスラム法についても学ぶ。	特に東アジアを中心とするアジア各国・地域の法制度について、その背景にある諸要因（歴史・文化等）を踏まえつつ理解し、自分なりの問題意識及びそれに対する見解を持つに至ること。	△	◎	◎	△
		外国法Ⅰ	LAW300AB	3-4		上記以外の国や地域の法制度について学ぶ。 (※具体的な内容はシラバスを参照。)	上記以外の国や地域の法制度について、その背景にある諸要因（歴史・文化等）を踏まえつつ理解し、自分なりの問題意識や見解を持つとともに、我が国との比較を通じて我が国の法のあり方への理解も深めること。 (※具体的な内容はシラバスを参照。)	△	◎	◎	△
		外国法Ⅱ	LAW300AB	3-4		上記以外の国や地域の法制度について学ぶ。 (※具体的な内容はシラバスを参照。)	上記以外の国や地域の法制度について、その背景にある諸要因（歴史・文化等）を踏まえつつ理解し、自分なりの問題意識や見解を持つとともに、我が国との比較を通じて我が国の法のあり方への理解も深めること。 (※具体的な内容はシラバスを参照。)	△	◎	◎	△
		法思想史	LAW100AB	1-3		幕末・明治以降の法思想と、それらが生まれた社会的・政治的背景、それに向かい合ったために用いられた思想的素材を題材に、日本の法學の背後にあるものを学ぶ。	幕末以降の歴史の中で、法をめぐる思想が育つたり、独自の発展を示す様子を理解し、こんにちの問題へアプローチする手がかりを得ること。	△	◎	◎	△
共/配	分類	科目名	ナンバリング	履修年次	選択必修	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3	DP4
コース 配当 科目	先端・複合法	法と遺伝学Ⅰ	LAW300AB	3-4		21世紀の遺伝学・医学の発展を踏まえ、「法と遺伝学」の関係について、出生前診断やデザイナー・ベビーの問題などを中心に学び、自分の頭で考える。	21世紀の遺伝学・医学の発展の中で、新たな法的問題を発見し、その法的・政策学的な解決法を、「答えは一つではない」という大前提の下に、「自分の頭で考える」能力を獲得すること。	△	○	△	○
		法と遺伝学Ⅱ	LAW300AB	3-4		21世紀の遺伝学・行動遺伝学・進化生物学・進化心理学・脳科学の発展を踏まえ、「法と遺伝学」の関係について学び、自分の頭で考える。	①行動遺伝学・進化生物学・進化心理学・脳科学と法學との関係を理解する。②21世紀の遺伝学・行動遺伝学・進化生物学・進化心理学・脳科学の発展の中で、新たな法的問題を発見し、その法的・政策学的な解決法を、「答えは一つではない」という大前提の下に、「自分の頭で考える」能力を獲得すること。	△	○	△	○
		知的財産法Ⅰ	LAW300AB	3-4		表現活動全般において問題となり得る法律である著作権法について学ぶ。	①著作権法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができる。②著作権法が問題となる具体的な事例（紛争）について、著作権法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）ことになるのかを、裁判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができる。	○	○	△	○
		知的財産法Ⅱ	LAW300AB	3-4		発明の保護に関する特許法について学ぶ。	①特許法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができる。②特許法が問題となる具体的な事例（紛争）について、特許法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）ことになるのかを、裁判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができる。	△	○	△	○
		知的財産法Ⅲ	LAW300AB	3-4		「ブランド」の保護などに関連する、いわゆる「標識法」に分類される法制度（商標法及び不正競争防止法の一部）について学ぶ。	①標識法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができる。②標識法が問題となる具体的な事例（紛争）について、不正競争防止法・商標法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）ことになるのかを、裁判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができる。	△	○	△	○
		法と経済学	LAW300AB	3-4		法の解釈や立法の妥当性を判定する一助となるような「法制度の経済分析」の手法の「基礎」を学ぶ。	法の解釈や立法の妥当性を判定する一助となるような「法制度の経済分析」の手法の「基礎」を、対話形式（ソクラティック・メソッド）を用いた授業を通じて、正確に習得する。	△	△	◎	○